

原爆症認定制度に関する意見書

原爆被爆者に対する援護対策は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって行われている。しかし、その対策の一つである原爆症認定制度は、認定基準が厳しく、被爆後62年がたった今日も、多くの被爆者が多重がんなどで苦しんでいるにもかかわらず、現在認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳保持者の1%にも至っていない状況である。このことから、被爆者の多くは、病気の原因が被爆によるものであると国に認められることを切望している。

このような中、原爆症の認定について、国を相手に却下処分の取り消しを求める訴訟が全国各地で提起され、多数の原告が勝訴判決を言い渡されている。

しかし、国はいずれも控訴し、高齢化し病弱な原告は裁判を重ねる時間がないという状況に追い込まれ、現に判決を聞くことができないまま亡くなられた原告もあり、まさに命をかけた闘いとなっている。

よって、国におかれては、司法の判決を認め、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 原爆症認定制度を、被爆者の実態に即した制度に抜本的に改正すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月25日

土 岐 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣